

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部富山県済生会高岡病院

制限付き一般競争入札の公告（物品）

制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会經理規程第 66 条及び社会福祉法人^{恩賜財団}済生会契約手続要領第 6 条の規定により公告する。

公告日 令和 6 年 5 月 17 日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部
富山県済生会高岡病院
病院長 川端 雅彦

1. 入札に付する事項

(1) 事業名称	気管支ファイバー内視鏡システムの整備
(2) 入札案件名称	気管支ファイバー内視鏡システムの整備に伴うファイナンスリース契約
(3) 契約月数	72 箇月
(4) 設置使用場所	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部 富山県済生会高岡病院
(5) 入札日時	令和 6 年 5 月 30 日（木） 午前 10 時 30 分から
(6) 入札場所	〒933-8525 富山県高岡市二塚 387-1 富山県済生会高岡病院 2 階 第一会議室
(7) 入札方法	① 前記 1 (2) で示す医療機器等のファイナンスリース契約（以下条件という。）を入札付する。 ② 入札に当たっては、前記 1 (2) 記載の案件に対して入札すること。 ③ 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、搬入、据付、配線、配管、調整、改修、設置等、各件に要する一切の諸経費を含んだ物件正味金額及びリース料相当額を合算した金額を記載すること。 ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に契約締結時点における消費税率を乗じて算出された消費税相当額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札金額については、消費税に関わる課税事業者であるかを問わず、消費税相当額を除いた金額を記載すること。 ⑤ 入札後において、入札公告及び仕様等の内容についての不明を理由とした異議申し立てはできない。

	<p>⑥ 入札書及び入札委任状等は富山県済生会高岡病院の指定様式を使用し応札すること。</p> <p>⑦ 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会契約手続要領及び社会福祉法人^{恩賜財団}済生会経理規程等を熟読のうえ、入札に参加すること。</p>
(7) 調達内容及び条件	<p>① 前記1(2)で示す各件は当院指定の機器とする。調達物件については調達物品仕様書を参照とする。</p> <p>② 装置一式のメーカー保守点検契約に係る費用は含まない。</p> <p>③ 本件調達において、当院が指定する代理店より買い入れを行うこと。</p> <p>④ 本件調達において動産保険を付保する。</p>
(8) 契約形態	ファイナンスリース契約
(9) 予定価格	有り

2. 競争入札参加資格の要件

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない	<p>① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、火保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。</p> <p>② 以下の各号のいずれかに該当すると認められるときから2年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）</p> <p>(ア) 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は業務に関して不正の行為若しくは業務の遂行に当たって遵守しなければならない事項に反したとき。記1(1)で示す気管支ファイバー内視鏡システム一式（以下、「本件」という。）を入札に付する。</p> <p>(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために談合したとき。</p> <p>(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>(エ) 競争入札の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。</p> <p>(オ) 正当な理由がなくて当院との契約を履行しなかったとき。</p> <p>(カ) その他、当院に著しい損害を与えたとき。</p>
--------------------------------	--

	<p>(キ) この項（この号を除く）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p> <p>③ 済生会本部、支部及び施設（以下、「実施法人本部」という。）の役員又はこれらの親族が役員をしている等、実施法人本部等と特別な関係にある者。</p> <p>④ その他、当院が不相当と認めた者。</p>
<p>(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。</p>	<p>① 入札前に提出する書類に虚偽の事実を記載したと者。</p> <p>② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。</p>
<p>(3) 次の要件を全て満たしている者であること。</p>	<p>① 令和6年度 富山市、高岡市の一般競争入札資格者名簿（物品・委託等）において「5 賃貸」の「402 一般賃貸」に登録が認められている者で、「その他 リース」の入札参加資格を有していること。若しくは富山県又は石川県において同等の入札参加資格を有していること。</p> <p>② 貸金業法（法令番号：昭和58年法律第32号）の定める貸金業登録がなされている者であること。</p> <p>③ ファイナンスリース事業を有していること。</p> <p>④ 北陸三県（富山県、石川県、福井県）で100床以上の病院との取引実績があること。</p> <p>⑤ 当院が指定する日時・場所に十分に納品することができることを証明した者であること。</p> <p>⑥ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（法令番号：平成3年5月15日法律第77号）に規定するところの暴力団、準構成員またはその関係者でないこと。</p> <p>⑦ 会社更生法（法令番号：平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てをしていない者又は民事再生法（法令番号：平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てをしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による）。</p>

3. 入札に係る書類の提出等

<p>(1) 入札に係る書類の提出場所、問い合わせ先及び問い合わせ方法</p>	<p>所在地：〒933-8525 933-0816387-1 施設名：社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部 富山県済生会高岡病院 経営戦略室 担当：荒木 博和 TEL：0766-21-0570 FAX：0766-23-9025 Eメール：araki.hirokazu@takaoka-saiseikai.jp</p>
<p>(2) 入札参加に係る書類の提出及び入札参加資格確認申請結果通知</p>	<p>① 入札参加希望者は令和6年5月28日(火)17時00までに別紙「一般競争入札参加資格確認申請書」(本公告に添付)及び前記2(3)①及び②に記載した資格等を確認できる書類(以下、「入札前提出書類」という。)を直接持参するか配達記録が残る郵便等(郵便等は、期日必着のこと。)により前記3(1)に記載した入札に関する事務を担当する所属に提出すること。 ② 入札参加資格確認申請結果については、令和6年5月29日(水)10時00までにFAXにて通知する。</p>
<p>(3) 入札物件の確認</p>	<p>本入札の参加希望者は仕様書に基づき品目を提供できることを確認するため、一般競争入札参加資格確認申請書に添えて提供希望製品の見積書、カタログ等提出しなくてはならない。なお、見積書においては、本件入札の入札書記載金額の内訳を確認するために次の各項に基づき入札当日に提出すること。 ① リース期間における、物件正味金額及びリース料相当金額を明記すること。 ② 月額における、物件正味金額及びリース料相当金額を明記すること。 ③ リース料率を明記すること。(リース料率は、小数点以下第三位まで明記し、小数点以下第四位以降は切り捨てとすること。) ④ 消費税相当額を除いた金額を明記すること。 ⑤ その他、体裁は入札者所定様式で構わない。</p>
<p>(4) 質問の受付及び回答</p>	<p>この公告及び仕様書に関し質問がある場合は、質問書(別紙)をFAXにより提出してください。なお、電話及び口答による質問は受け付けない。 ① 提出方法：FAX(到着を確認すること。) ② 提出場所：3(1)に同じ ③ 提出期間：令和6年5月17日(金)～令和6年5月24日(金)まで。 ④ 受付時間：8時30分～15時00分まで ⑤ 回 答：令和6年5月27日(月)17時00分までにFAXで回答致します。</p>

(4) 入札説明会の日時及び場所	各件入札に係る入札説明会は実施しない。
(5) 入札関係書類の交付	本件公告と併せ病院ホームページに掲示する形で交付する。
(6) 落札者及び落札価格の決定	<p>① 予定価格（総価）の制限の範囲内で最低価格の有効な入札を行った入札者を落札者とする最低落札価格方式により、落札者及び落札価格を決定する。</p> <p>② 落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。</p> <p>③ 前記3(8)②の場合において、当該入札者がくじを引かないなどにより落札者が決定しないときは、当該入札事務に関係のない職員が当該入札者に代わりにくじを引き落札者を決定する。</p> <p>④ 開札した場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格以下の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は1回とし、既に無効の入札をした者の入札は認めない。</p> <p>⑤ 再度の入札において予定価格以下での金額で入札がないときは、最低の金額をもって入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。</p>
(7) 入札の無効	<p>① 入札公告書及び前記2に示した競争入札参加資格のない者が提出した入札。</p> <p>② 委任状を提出しない代理人が提出した入札。</p> <p>③ 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のない入札。</p> <p>④ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札。</p> <p>⑤ 明らかに連合によると認められる入札。</p> <p>⑥ 明らかに錯誤と認められる入札。</p> <p>⑦ 同一の入札について、2通以上提出された入札。</p> <p>⑧ 入札者に係る資格を入札時までには有していないとき又は資格を有すると認められなかったときの入札。</p> <p>⑨ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札。</p> <p>⑩ 入札前提出書類及び前記12に示した提出書類に虚偽又は不正の記載を行った者の入札。</p> <p>⑪ 本件入札公告書及び入札説明書の記載内容と相違がある場合の入札。</p>

(8) 入札参加の辞退	入札希望申請をされ入札参加資格「有」と通知された者で、本件入札への参加を辞退する場合は、添付の第6号様式の辞退書により、本件入札への参加辞退の意思を示さなければならない。
-------------	---

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨	日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金	免除
(3) 入札者に要求される事項	<p>① 競争入札参加者は開札日の前日までの間において、入札前提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>② 入札前手出書類は当院において審査するものとし、採用しうると判断した入札前提出書類を添付（提出）した入札参加希望者を入札参加対象者とする。</p>
(4) 契約締結期限	令和6年6月28日（金）
(5) 契約の締結	<p>① 契約の締結に当たっては、前記3（8）により決定した本件入札の落札者とリース契約により締結する。但し、落札者が落札決定の通知のあった日から7日以内に契約を締結しない場合、その落札は効力を失うものとする。</p> <p>② 契約書の作成に当たっては、落札者所定のリース契約書を基に各条項及び内容を協議により契約書の作成をすることとする。</p> <p>③ 契約書の締結においては、まず落札者が契約書に記名押印し、更に当院がその当該契約書の提出を受けてこれに記名押印するものとする。</p> <p>④ 病院長又はその委任を受けた者が落札者とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。</p> <p>⑤ 契約金額は、前記3（8）により決定した落札金額に契約締結時点における消費税率を乗じて算出された消費税相当額を加算した金額とする。</p> <p>⑥ 契約締結日に当たっては、両者協議により調整することがある。</p> <p>⑦ 物件借受書の発行日は、両者協議により調整することがある。</p>

(6) 納品及び検収	<p>① 納品に関しては、当院指定の物件販売代理店による日程に基づく。</p> <p>② 検収は、物件の納品が完了した後、当院が指定する日に行うこと。</p> <p>③ 落札者は、検収を行った後、速やかに物件借受書を発行し、請求書を作成すること。</p>
(7) 対価の支払い	<p>① リース契約の対価（以下、「リース料」という。）は、物件借受書の発行により支払い開始とする。</p> <p>② リース料の支払いについては、1箇月あたりの物件正味金額及びリース料相当額並びに消費税相当額を含む金額を、落札者の指定する日及び口座に対して、当院指定口座より金融機関による自動引落処理を用いて支払うこととする。</p> <p>③ リース料の支払いについては、原則、前記4（7）②のとおりとするが、初回のリース料の支払いにおいては、物件借受書の発行日を含む月の翌月内に落札者が指定する口座に対して、振込みにより支払うものとする。なお、初回の振込みに係る金融機関手数料については、落札者の負担とする。</p>
(8) 契約書の作成の要否	要

5. 注意事項

<p>① 本件入札から契約等までに要する費用は、すべて落札者の負担とする。</p> <p>② 入札者は、本件入札公告書等本件入札に係る書類を熟読し、内容を理解、遵守すること。</p> <p>③ 本件をとおして知り得た一切の情報については、理由の如何にかかわらず第三者への漏えいを禁ずる。</p> <p>④ その他、入札公告書等に疑義や不明な点等がある場合、前記3（1）記載の当院担当の指示又は協議により調整すること。</p>
--